

諮問庁：国土交通大臣

諮問日：平成30年4月27日（平成30年（行情）諮問第216号）

答申日：平成30年9月26日（平成30年度（行情）答申第234号）

事件名：特殊車両通行許可証の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、不開示とすることが妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年8月8日付け国関整総情第1164号-1により、関東地方整備局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

本件処分で不開示とした情報が適切であるかを、再度、精査していただきたい。

（2）意見書

貴審査会に諮問されるまでに時間がかかっています。不服申立て事案の事務処理の迅速化について（平成17年8月3日情報公開に関する連絡会議申合せ）では、「各行政機関は、的確な進行管理を徹底することにより、迅速かつ円滑な事務処理の確保を図ることとするが、改めて調査・検討等を行う必要がないような事案については、不服申立てがあった日から諮問するまでに遅くとも30日を超えないようにするとともに、その他の事案についても、特段の事情がない限り、遅くとも90日を超えないようにすることとする。」と定めています。諮問が遅れると審査請求人の記憶も薄れ、反論に支障をきたし、審査請求人に不利益となります。諮問庁に諮問が遅れた理由を尋ねていただきたいです。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求について

- (1) 本件開示請求は、法に基づき、処分庁に対し、「(1) 特殊車両通行許可申請書一式（平成27年度以降で、文京区道第818号を通行経路に含むもの）」及び「(2) (1) の特殊車両通行許可協議回答書」の開示を求めて行われたものである。
 - (2) 本件開示請求を受けて、処分庁は、別紙の1に掲げる文書1ないし文書5（本件対象文書）を特定し、法5条1号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とし、その余を開示する一部開示決定（原処分）を行った。
 - (3) これに対し、本件審査請求は、諮問庁に対して、原処分の取消しを求めて提起されたものである。
 - (4) その後、本件対象文書について、処分庁は改めて法5条1号に該当する部分を不開示とし、その余を開示する一部開示決定（以下「追加開示」という。）を行った。
- 2 審査請求人の主張について
審査請求人の主張は、おおむね以下のとおりである。
本件処分で不開示とした情報が適切であるかを、再度、精査していただきたい。
 - 3 特殊車両通行許可制度について
道路は一定の構造基準により造られており、道路法（昭和27年法律第180号）では道路の構造を保全し、交通の危険を防止するため、道路を通行する車両の大きさや重さ等の限度値を定めている。この限度値を超える車両（以下「特殊車両」という。）を通行させる場合には、通行しようとする道路の管理者に対し、その通行に係る許可申請を行う必要がある。道路の管理者はその申請に基づいて、車両の構造や車両に積載する貨物等を審査し、やむを得ないと認める場合に限り、必要な条件のもと、その通行を許可することとなる。
 - 4 原処分に対する諮問庁の考え方について
本件審査請求は、原処分で不開示とした情報について、適切であるか精査願うとの審査請求である。本件対象文書の内容を確認したところ、不開示部分には、別紙の2に掲げる不開示部分1、不開示部分2及び不開示部分3が記載されていることから、以下、原処分の不開示情報該当性について検討する。
 - (1) 不開示部分1の法5条1号該当性について
不開示部分1には、特殊車両通行許可申請を行った法人の従業員の氏名及び当該従業員の連絡先（携帯電話番号を含む。）が記載されていると認められる。当該情報は、法5条1号に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものに該当し、当該法人の従業員のうち誰が特殊車両通行許可申請を担当しているかという情報は、同号ただし書イないしハに該当するとは認められないことから、原処分において

不開示としたことは妥当であるとする。

(2) 不開示部分2の法5条6号柱書き該当性について

不開示部分2については、平成29年2月23日に追加開示を行っていることから、既に訴えの利益はなくなっているとする。

(3) 不開示部分3の法5条1号該当性について

不開示部分3には、本件開示請求にかかる都道の道路管理者である東京都の担当職員の係名及び姓が記載されていると認められる。当該職員の係名については、平成29年2月23日に追加開示を行っていることから、既に訴えの利益はなくなっているとする。また、当該職員は東京都の公務員であり、処分庁に改めて、東京都に職員の氏名の公表慣行を確認させたところ、東京都では特殊車両通行許可協議回答書に係る職員の氏名は通常公表しているとのことであることから、当該部分は開示することとする。

5 結論

以上のことから、原処分において不開示とした別紙の2に掲げる不開示部分のうち、不開示部分3のうち東京都職員の姓を開示することとするが、不開示部分1を不開示としたことは妥当であるとする。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|---------------|
| ① | 平成30年4月27日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年5月17日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ④ | 同月21日 | 審議 |
| ⑤ | 同年9月10日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑥ | 同月21日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件諮問の経緯等について

(1) 当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、本件審査請求の経緯等は以下のとおりである。

ア 本件開示請求は、別紙の1に掲げる文書（本件対象文書）の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書のうち、別紙の2に掲げる不開示部分1ないし不開示部分3について、法5条1号及び6号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

イ これに対し、審査請求人が原処分の取消しを求めた（本件審査請求）ところ、処分庁は、改めて不開示部分1及び不開示部分3のうち東京都職員の姓について、法5条1号に該当するとして不開示とし、その余の不開示部分（不開示部分2及び不開示部分3のうち東京都職員の係名）については、開示するとの追加開示を行った。

ウ その後、諮問庁は、審査請求人に対し、本件審査請求を維持するの
かどうか意見を求めたが、返答がなかったので、当審査会に諮問を行
ったものである。

(2) 諮問庁は、原処分について、不開示部分3のうち、東京都職員の姓に
ついては開示するが、不開示部分1（以下「不開示維持部分」とい
う。）については不開示を維持することが妥当であるとしていることか
ら、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示維持部分の不開示
情報該当性について検討する。

2 不開示維持部分の不開示情報該当性について

不開示維持部分には、特殊車両許可申請を行った特定法人の担当従業員の
氏名及び携帯電話番号が記載されているところ、当該部分は法5条1号
本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる
ものに該当し、同号ただし書きないしハに該当する事情は認められない。

次に、法6条2項の部分開示について検討すると、当該部分は、個人識
別部分に該当すると認められることから、同項による部分開示の余地はな
く、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

3 付言

本件は、審査請求から諮問までに約1年6か月が経過しており、その間
に追加開示が行われたことを考慮しても、その後約1年2か月が経過して
いることから「簡易迅速な手続」による処理とはいいい難く、審査請求の趣
旨及び理由に照らしても、諮問を行うまでに長期間を要するものとは考え
難い。

諮問庁においては、今後、開示決定等に対する審査請求事件における処
理に当たって、迅速かつ的確な対応が望まれる。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号及び6号
柱書きに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁が同条1号
に該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分は、同号に該当する
と認められるので、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司

別紙

1 本件対象文書

- 文書1 特殊車両通行許可証（東国交特車第702002号）
- 文書2 特殊車両通行許可証（東国交特車第703815号）
- 文書3 特殊車両通行許可証（東国交特車第703816号）
- 文書4 特殊車両通行許可証（東国交特車第703817号）
- 文書5 特殊車両通行許可証（東国交特車第706638号）

2 不開示とした部分

	不開示部分	不開示理由
不開示部分1	法人の従業員の氏名及び連絡先（携帯電話番号）	法5条1号
不開示部分2	自動車の車両番号	法5条6号柱書き
不開示部分3	東京都職員の係名及び姓	法5条1号